

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十一月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に」を「及び十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額に、」に改め、同項ただし書中「に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の九十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十」を「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「及び十二月に支給する場合には百分の百十五」を「に支給する場合には百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「及び十二月に支給する場合には百分の九十五」を「に支給する場合には百分の九十二・五、十二月

に支給する場合においては百分の九十七・五に改め、同条第三項中「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十一月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十五号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十」を「及び十二月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十」に改め、同項ただし書中「に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」を「及び十二月に支給する場合には百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の六十」を「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」に改める。

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「及び十二月に支給する場合においては百分の百十五」を「に支給する場合においては百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「及び十二月に支給する場合には百分の九十五」を「に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百

十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十一月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十六号

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
北区条例第十二号の一部を次のように改正する。

五、十二月に支給する場合には百分の百二十」を「及び十二月に支給する場合には百分の百十五」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

百分の百十五」を「に支給する場合には百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十七号

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例

東京都北区立体育施設条例（昭和四十四年九月東京都北区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区立谷端プール多目的広場の項を削る。

別表第二の一の部谷端プール多目的広場の項を削る。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第三十八号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区学童クラブの運営に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区東十条こどもクラブ第二の項の次に次のように加える。

東京都北区東十条こどもクラブ第三 東京都北区東十条三丁目十四番二十三号

別表東京都北区神小つばさクラブの項中「東京都北区神小つばさクラブ」を「東

京都北区神小つばさクラブ第一」に改め、同表東京都北区神小あおぞらクラブの項

中「東京都北区神小あおぞらクラブ」を「東京都北区神小つばさクラブ第二」に改

め、同表に次のように加える。

東京都北区神小つばさクラブ第三 東京都北区神谷二丁目三十番五号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 利用申請その他学童クラブの利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十九号

東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例の一部を改正する条

例

東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例（平成二十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都北区立児童発達支援センター条例

第一条中「発達障害又はその疑いのある小学校就学前児童を支援することにより、当該児童及びその家族の福祉の向上を図るため、東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十三条第一号に掲げる福祉型児童発達支援センターとして、障害児（法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）の日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援し、並びに障害児に係る相談を実施するため、東京都北区立児童発達支援センター（以下「センター」に改める。）

第二条第一項を次のように改める。

センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東京都北区立児童発達支援センター	東京都北区王子六丁目七番三号

第二条第二項を削る。

第三条の見出しを「（休館日及び利用時間）」に改め、同条中「さくらんぼ園及び分園の休園日及び使用時間」を「センターの休館日及び利用時間」に改める。

第四条第一項中「さくらんぼ園」を「センター」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関すること。

第四条第一項第二号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関すること。

三 法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）に関すること。

四 障害児に係る成長及び発達に関する相談、療育に関する相談並びに経過観察

（以下「総合相談」という。）に関すること。

第四条第二項を削る。

第五条第一項中「さくらんぼ園」を「センター」に改め、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 プレイルーム

三 相談室

四 調理室

第五条第二項を削る。

第六条を次のように改める。

（利用することができぬ者）

第六条 センターの事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 児童発達支援 区内に住所を有する小学校就学前の障害児及びその保護者

（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）を受けている者に限る。）

二 保育所等訪問支援 区内に住所を有する障害児及びその保護者（通所給付決定を受けている者に限る。）

三 障害児相談支援 区内に住所を有する障害児の保護者（法第二十一条の五の

六第一項若しくは第二十一条の五の八第一項の申請又は通所給付決定に係る障害児の保護者に限る。）

四 総合相談 区内に住所を有する障害児及びその保護者

2 前項の規定にかかわらず、区長が適当と認める者は、センターの事業を利用することができる。

第七条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項を次のように改める。

センターの事業を利用しようとする者（総合相談を利用しようとする者を除く。）は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に、「さくらんぼ園の使用」を「センターの事業の利用」に改め、同項第一号中「使用者（使用）」を「利用者（利用）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の承認を受けた者は、規則で定めるところにより区長とセンターの事業の利用に関する契約を締結しなければならない。

第八条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「さくらんぼ園の使用」を「センターの事業の利用」に改める。

第九条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第一号中「第六条第一項第一号の規定」を「第六条に規定するセンターの事業を利用することができる者」に改め、同条第二号中「第七条第二項第二号」を「第七条

第三項第二号」に改め、同条第三号中「使用」を「利用」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げるセンターの事業を利用しようとする者は、当該各号に定める額を納めなければならない。

一 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該児童発達支援又は保育所等訪問支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に児童発達支援又は保育所等訪問支援に要した費用の額）

二 障害児相談支援 法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に障害児相談支援に要した費用の額）

第十条第二項中「さくらんぼ園を使用した者及び前項の児童発達支援を受けた」を「センターの事業を利用した」に改め、同条第三項を削る。

第十一条中「さくらんぼ園及び分園の利用者」を「センターの事業の利用者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2

この条例の施行の日前にこの条例による改正前の東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の東京都北区立児童発達支援センター条例の規定に基づきなされたとみなす。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

付則第二条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例付則第二条の規定は、保険料に係る延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて

適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

東京都北区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第四十一号

東京都北区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区後期高齢者医療に関する条例（平成二十年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

付則第四条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区後期高齢者医療に関する条例付則第四条の規定は、保険料に係る延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十二号

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都北区介護保険条例（平成十二年三月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

付則第六条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区介護保険条例付則第六条の規定は、保険料に係る延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十三号

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

東京都北区自転車等駐車場条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一板橋駅東口自転車駐車場の項を削り、同表十条駅西口自転車駐車場の項中「北区上十条二丁目二十七番十七号」を「北区上十条二丁目二十八番先」に改める。

付 則

この条例中別表第一板橋駅東口自転車駐車場の項を削る改正規定は公布の日から、同表十条駅西口自転車駐車場の項の改正規定は同日から起算して六月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十四号

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

15	<p>令和二年東京都北区告示第六百八号に定める東京都市計画地区計画赤羽一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（別表第二において「赤羽一丁目地区地区整備計画区域」という。）</p>
----	--

別表第二に次のように加える。

15 赤羽一丁目地区地区整備計画区域

(ロ)	(イ)	計画街区の区分
建築物の容積率の最高限度	建築してはならない建築物	風営法第二条第六項各号及び第九項に掲げるもの

(ぬ)	(り)	(ろ)	(と)	(へ)	(ほ)	(に)	(は)
造 垣 制 又は 限 はさく の 構	建 意 築 匠 物 の 制 の 限 形 態 又	建 最 築 低 物 の 限 高 さ の 度	建 最 築 高 物 の 限 高 さ の 度	界 の 線 面 ま から だ 道 の 路 距 境 離	建 積 築 の 物 の 最 敷 低 地 限 面 度	建 積 築 の 最 物 の 低 の 限 建 築 度 面	建 率 築 の 物 の 最 の 高 建 限 ぺ 度 い
				れ 計 る 画 門 図 、 に 塀 表 そ 示 の 支 他 える こ 柱 れ 並 ら び に 敷 類 地 す 境 る 界 も 線 の を に 除 沿 く っ て 設 け ら る	三 百 平 方 メ ー ト ル		

備考 この表において「計画図」とは、都市計画法第十四条第一項に規定する計画図をいう。

付 則

この条例は、令和三年一月四日から施行する。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十五号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例

東京都北区立公園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第三号中「有料公園施設」を「公園施設」に改め、同条第四号中「有料公園施設」を「公園」に改める。

第五条の四から第五条の七までの規定中「有料公園施設」を「公園」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十六号

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例

東京都北区立児童遊園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十九条とし、第十二条を第十八条とする。

第十一条第一項第一号中「第六条」を「第十二条」に改め、同項第二号中「第七条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十条を第十六条とし、第九条を第十五条とする。

第二章中第八条を第十四条とし、第四条から第七条までを六条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の六条を加える。

（指定管理者による管理）

第四条 児童遊園の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 児童遊園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められる場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他東京都北区規則で定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、児童遊園の管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、東京都北区議会(以下「議会」という。)の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画書の内容が利用者に対する公平かつ適切なサービスの確保に資するものであること。

二 事業計画書の内容が児童遊園の効用を最大限に発揮し、又は管理経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、児童遊園の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

4 前三項の規定にかかわらず、区長は、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であつて、現に指定管理者に指定されているもの(以下「現指定管理者」

という。)から提出させた事業計画書その他東京都北区規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該児童遊園の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

5 区長は、指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。
(指定管理者の指定の取消し等)

第七条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 児童遊園の管理に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 関係法令及びこの条例その他の関係条例等を遵守しないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による児童遊園の管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、必要があると認めるときは、区長は第五条に規定する業務の全部又は一部を行うことができる。

3 区長は、第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、遅滞なくその旨を告示す

るものとする。

（報告の聴取等）

第八条 指定管理者は、東京都北区規則で定めるところにより、毎年度終了後、その管理する児童遊園に関し事業報告書を作成し、区長に報告しなければならない。年度の途中において前条第一項の規定により指定を取り消されたときも、また同様とする。

2 区長は、児童遊園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は当該管理の業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（協定の締結）

第九条 指定管理者の指定を受けるものは、児童遊園の管理に関し、東京都北区規則で定めるところにより区と協定を締結しなければならない。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立いがしら児童遊園 東京都北区岸町二丁目九番十六号

東京都北区立志茂二丁目児童遊園 東京都北区志茂二丁目三十番十二号

別表第二中「第七条」を「第十三条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同日から

起算して六月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十七号

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区高齢者住宅条例（平成九年九月東京都北区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

シルバーピア滝野川	東京都北区滝野川三丁目五十三番三号	百四十三
-----------	-------------------	------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の東京都北区高齢者住宅条例（以下「改正後の条例」という。）別表に規定するシルバーピア滝野川（以下「シルバーピア滝野川」という。）の改正後の条例第四十一条の六に規定する指定管理者の指定に関し必要な手続その他シルバーピア滝野川の管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。